

## 募集等に係る株券等の配分に関する基本方針

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「協会配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ）若しくは売出し（協会配分規則同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分におきましては、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、証券の流通促進を図り、金融商品市場の拡大・発展に寄与していくことが当社の使命であると認識し、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
2. 具体的には次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。お申込みの日程や方法等につきましては、当社お取引窓口若しくはホームページにてご確認ください。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要調査へのご参加の状況などを考慮の上、適切な配分を行わせていただきます。

### (1) 新規公開株等の抽選による配分（不動産投資信託証券を含みます。以下同じ。）

新規公開株等のお客様への配分は、配分の機会を公平にご提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。新規公開株等の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、公開価格決定日前日までに当社にご購入希望のお申し出をいただいたお客様又はブックビルディングにて公開価格以上で需要申告いただいたお客様を対象に、抽選日（公開価格決定日の午後 3 時以降）に当社専用システムにより行います。この場合、当社が配分する数量の 10% 以上を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一人のお客様からの抽選のお申込み数量の上限、及び当選数量の上限はいずれも売買単位の 10 倍までとしております。
- ② 抽選の結果、当選しなかった場合は、抽選以外の方法により決定する配分先の対象といたします。
- ③ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。
- ④ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げる事又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

イ. ご購入のお申し出をされたお客様又はブックビルディングにて公開価格以上で需要申告いただいたお客様の申込み総数量が、当社の配分予定数量に満たない場合

ロ. 抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合

### (2) 新規公開株等の抽選によらない配分

新規公開株等の抽選によらない配分につきましては、次に掲げる基準を総合的に勘案の上、公平かつ公正に配分先を決定することとしております。

- ① 新規公開株等を含めた株式投資に対するリスクを十分認識していただいていること。
- ② 証券投資についての知識や経験を十分にお持ちであると判断しうること。
- ③ 新規公開株等への投資が、当社でご確認させていただいたお客様の投資方針に沿っていること。
- ④ 当社にお預けいただいている金融資産等の状況からみて、適合性の原則にかなった配分ができること。
- ⑤ 継続的に当社でお取引いただいていること、もしくは今後当社とのお取引の拡大が期待できること。
- ⑥ 過去の配分実績も含め過度に集中した配分とならないこと。

### (3) 新規公開株等以外の場合

上記 (2) の基準に合致するお客様のお申込みを中心に配分することとしております。

3. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。  
抽選によらない方法による配分につきましては下記の通りとしております。  
① 年間を通して新規公開株等の配分は一人のお客様につき4回を上限としています。
4. ご購入のお申し出をいただいていないお客様にも、当社との取引状況等を勘案し勧誘・配分を行うことがあります。
5. ご購入希望のお申込みは、お取引店舗において対面又は電話で受け付けます。
6. 当社の表明している配分方針と異なる方針で配分を行う場合、当社のホームページ等にてお知らせいたします。
7. 当社におきましては、お客様の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる 総会屋等社会的公益に反する行為をなす者、⑤新規公開を予定する会社の人的・資金的関係会社及び特別利害関係者等への配分を行わないこと、更に同一のお客様への過度な集中配分を行わないこと、他の商品の購入を条件に新規公開株等の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努めております。  
なお、ご購入希望がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又はお申込みはお受けいたしません。
8. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、協会配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券を通じて株券等の発行会社に提供いたします。

#### 手数料など諸費用について

- ・ 株券等を募集等にて購入する場合は、原則として購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券を購入する場合、外国金融商品取引所等における手数料及び公租公課その他の賦課金が発生する場合があります。※
- ・ 購入にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

※現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。

#### お取引にあたってのリスクについて

- ・ 価格の下落・発行者の信用状況の悪化・通貨価格の変動等により、投資元本を割り込むことがあります。

商号等：日の出証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第31号

加入協会：日本証券業協会